別表（第２条関係）

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
| ものづくり企業等展示会等出展支援事業 | 補助事業者 | 市内に事業所又は工場を有する企業等（企業等とは日本標準産業分類に掲げる製造業を営む者） |
| 補助対象経費 | 展示会等への出展事業にかかる経費のうち出展料、備品レンタル代、旅費及び運送料を対象経費とする。ただし総額が４万円以上の場合とする。 |
| 補助金 | 対象経費の２分の１以内（千円未満切り捨て）上限10万円。 |
| ものづくり企業等人材育成・研修等支援事業 | 補助事業者 | 市内に事業所又は工場を有する企業等（企業等とは日本標準産業分類に掲げる製造業を営む者） |
| 補助対象経費 | （１）人材育成事業の対象経費は、研修会等の参加に係る受講料、テキスト代、資材代、交通費及び宿泊費とする。ただし、飲食代は、当該対象経費より除くものとする。  （２）専門家派遣事業の対象経費は、専門家招へいに係る報酬、謝金、交通費及び宿泊費とする。 |
| 補助額 | 対象経費の２分の１以内（補助金の額の千円未満切り捨て）とし、一の年度において一の補助事業者につき10万円を限度とする。  （※人材育成事業は一の研修会において参加者１人につき交付上限４万円） |
| ものづくり企業等DX推進事業 | 補助事業者 | 市内に事業所又は工場を有する企業等（企業等とは日本標準産業分類に掲げる製造業を営む者） |
| 補助対象経費 | （１）機器等購入費  （２）ソフトウェア購入費  （３）委託外注費  （４）使用料 |
| 補助額 | 対象経費の２分の１以内（千円未満切り捨て）上限30万円 |